

松本大学大学院学則（抜粋）

第5章 課程修了の認定

（試験）

第20条 履修科目については試験を行う。試験は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 病気その他やむを得ない事由のため試験を受けられなかった者には、願い出により追試験を行うことがある。

3 成績の評価は、秀（優のうち特に秀でた成績）・優（80点以上100点）・良（70点以上79点）・可（60点以上69点）・不可（59点以下）の4種類とし、秀・優・良・可を合格とし所定の単位を与える。不可は不合格となる。

（課程の修了）

第21条 本大学院の修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第13条に定める授業科目から必修科目を含め30単位以上を修得し、修士の学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（最終試験）

第22条 最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行う。